

# 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術）

## □ 前提条件

- ・次項以降に示す **操業中および廃止後の事業場** におけるケース⑰から⑳までの条件の下で施工できる技術を標準とする。
- ・ **なお、汚染物質、汚染状況、汚染深度、敷地面積・建物、施工を行う期間等、一部の条件が異なれば適用できる技術も対象とする。**  
その際は、「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」に、その旨を記載すること。
- ・ただし、土地・建物の形状に関する条件については、狭あいな土地であることを前提とした範囲においての限定的な変更にとどめるものとする。

## □ 措置条件

- ・費用の概算に当たっては、当該工法に関する直接工事費と、サイト特有の条件に係る費用（主に仮設費用）を分けて算出するものとし、前者は一般的な費用、後者は例示条件を踏まえた費用とすること。
- ・処理費用に当たっては、**区域解除を目的にするのではなく、地下水汚染拡大防止区域を要管理区域相当とすることを目的として算出すること。**  
（例 第二溶出量基準超過範囲を第二溶出量基準適合にする）
- ・技術の効果検証を行うため、維持管理費用や周辺環境への配慮に掛かる費用または2年間の地下水モニタリングの費用まで積算すること。

# 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術）／概要 1

	ケース ⑰	ケース ⑱
汚染物質／汚染状況	VOCs / 第二溶出量超過 (詳細は各ケース 汚染状況を参照)	
敷地（対策）面積	300㎡以下	
地形	東京低地	武蔵野台地
汚染が存在する地層の区分	砂層・シルト層 (有楽町層)	ローム・砂礫層
地下水位 (GL)	-4 m	-10 m
	地下水流向は任意の方向に設定できるものとする (設定した方向は施工平面図等の資料で示すこと)	
対策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条例指針における 要管理区域相当とする</li> <li>• ガス吸引等に限らずこれに類する対策も可</li> <li>• <u>第二溶出量基準に適合したことが確認されるまでの期間を対策実施期間とする</u> (措置条件参照)</li> </ul>	
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業実施期間内に措置の目標に対する効果が客観的に把握できること</li> <li>• 操業中の事業場での適用も想定し、必ずしもチェックボーリングの実施を前提としない</li> <li>• 回収したガス量の算定、土壌ガス調査による確認等、簡易なモニタリング手法により、効果を把握する方法について合理的な提案を含めること</li> </ul>	
土地・建物の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細は「公募対象地における土地の条件（簡易型技術）」を参照</li> <li>• <b>※土地・建物の形状に関する条件の変更は限定的なものと考えられる。</b> (例：接道の道路占有はできない（道路使用は可）、資器材仮置きのための用地が近隣にない等)</li> <li>• 対策期間が長期化した場合、その間に生じる土地の改変行為と共存する</li> </ul>	
	<b>※土質やその他条件について適用が難しい場合は、「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」に記載すること。</b>	

# 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術）／概要 2

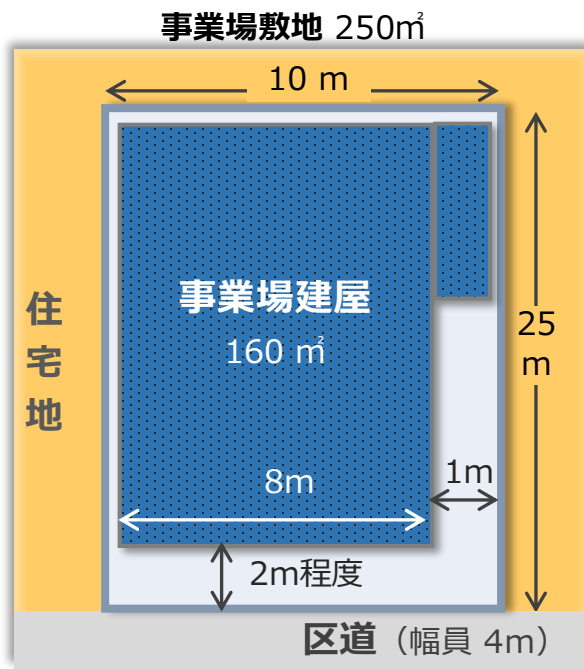
	ケース ⑱	ケース ⑳
汚染物質	VOCs または 第二種特定有害物質	
汚染状況	第二溶出量超過 及び 第二地下水基準超過 (詳細は各ケース 汚染状況を参照)	
敷地（対策）面積	300㎡以下	
地形	東京低地	武蔵野台地
汚染が存在する地層の区分	砂層・シルト層 (有楽町層)	ローム・砂礫・砂層
地下水位 (GL)	-2 m (帯水層の底面は -10m と想定)	-10m (帯水層の底面は -15m と想定)
	地下水流向は任意の方向に設定できるものとする (設定した方向は施工平面図等の資料で示すこと)	
対策目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条例指針における 要管理区域相当とする</li> <li>• 複数の技術を組み合わせた対策も可。また、地下水揚水技術等に限らずこれらに類する対策も可</li> <li>• <u>第二溶出量基準及び第二地下水基準に適合したことが確認されるまでの期間を対策実施期間とする</u> (措置条件参照)</li> </ul>	
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業実施期間内に措置の目標に対する効果が客観的に把握できること</li> <li>• 操業中の事業場での適用も想定し、必ずしもチェックボーリングの実施を前提としない</li> <li>• 簡易なモニタリング手法により、効果を把握する方法について合理的な提案を含めること</li> </ul>	
土地・建物の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細は「公募対象地における土地の条件（簡易型技術）」を参照</li> <li>• <b>※土地・建物の形状に関する条件の変更は限定的なものと考えられる。</b> (例：接道の道路占有はできない（道路使用は可）、資器材仮置きのための用地が近隣にない等)</li> <li>• 対策期間が長期化した場合、その間に生じる土地の改変行為と共存する</li> </ul>	
	<p><b>※ 土質やその他条件について適用が難しい場合は、「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」に記載すること。</b></p>	

## 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術） / 対象地の土地・建物・操業ケース①

### □ 土地の形状

#### ✓ 操業中の事業場

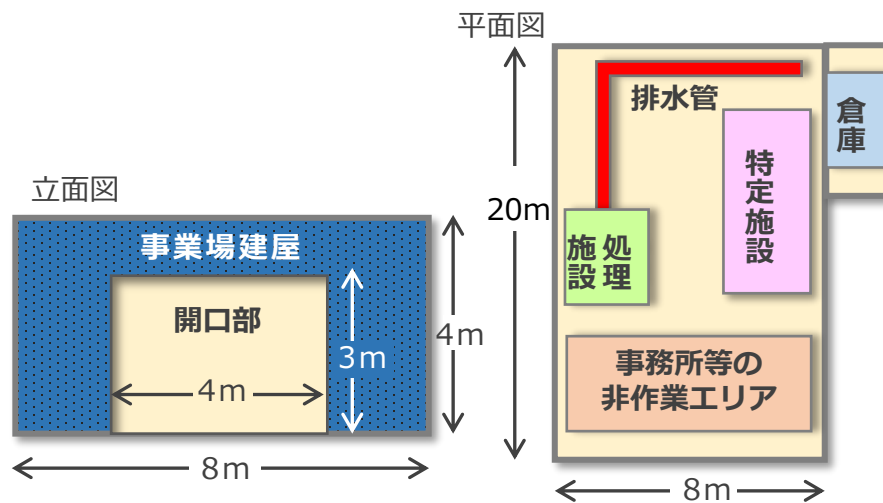
- ✓ 敷地 250㎡（縦25m×横10m）、建屋 160㎡（縦20m×横8m）
- ✓ 3辺を閑静な住宅地に囲まれ、前面は幅4mの区道に接する
- ✓ 建屋周囲に最大幅50cm程度の空地（未舗装）があり、対策に利用可能
- ✓ 地下水の流向は任意の方向に設定することができる。



※ 一部の条件が異なれば適用できる技術も応募可能  
申請書にその旨を記載すること

### □ 建物の形状

- ✓ 搬入口 高さ3m × 横 4m（建屋内に搬入できる機械のサイズ）
- ✓ 天井高 4 m（施工用機械の可動範囲）
- ✓ 床面コンクリート
- ✓ 特定施設 1か所（移動は不可）
- ✓ 排水が 地下排水管経由で処理施設に流入し、下水道に放流



### □ 事業場の操業

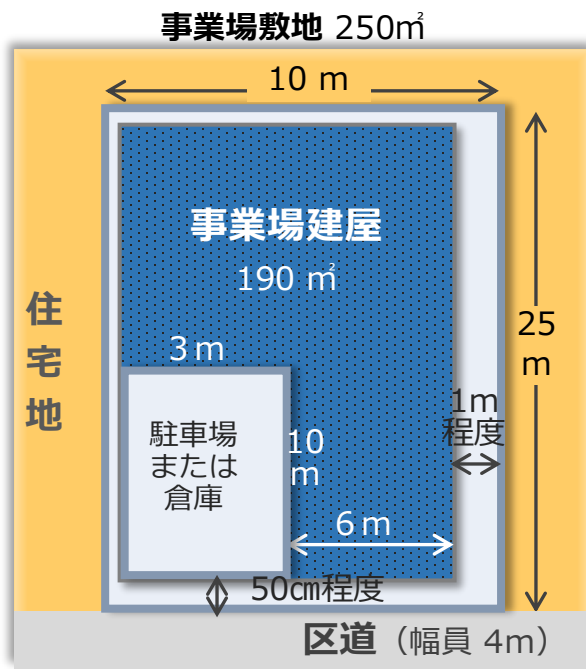
- ✓ 事業場は月曜から土曜まで操業（日曜・祝日は定休日）
- ✓ 建屋内での対策施工は日曜、又は連休を含む 1週間程度で行う
- ✓ 建屋外での対策施工は制限なし
- ✓ 操業中は排水が床にこぼれる懸念があり、床面のコア抜き作業は、施工後に排水が流入しない措置が必要

## 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術） / 対象地の土地・建物・操業ケース②

### □ 土地の形状

#### ✓ 操業中の事業場

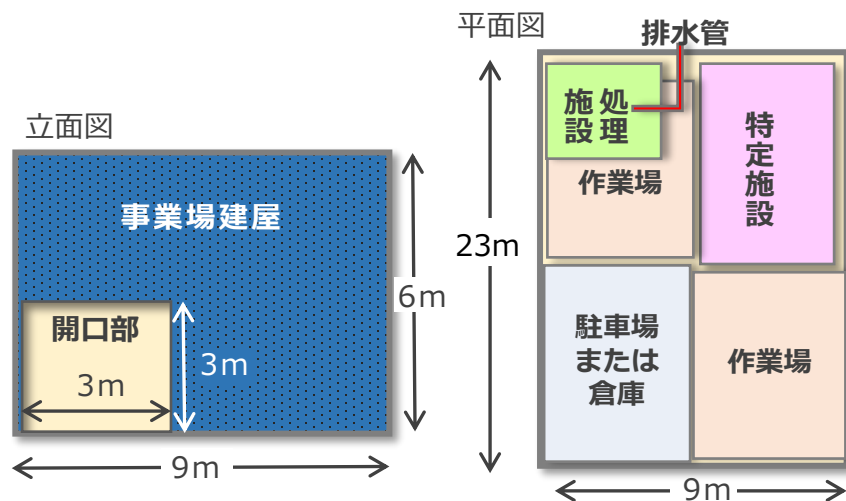
- ✓ 敷地 250㎡（縦25m×横10m）、建屋約 190㎡（1階の延べ床面積）
- ✓ 3辺を閑静な住宅地に囲まれ、前面は幅4mの区道に接する
- ✓ 施工のために使えるオープンな空間（駐車場または倉庫）及び建屋周囲に最大幅1m程度の空地（未舗装）がある
- ✓ 地下水の流向は任意の方向に設定することができる。



※ 一部の条件が異なれば適用できる技術も応募可能  
申請書にその旨を記載すること

### □ 建物の形状

- ✓ 搬入口 高さ3m × 横 3m（建屋内に搬入できる機械のサイズ）
- ✓ 天井高 6m（施工用機械の可動範囲）
- ✓ 作業場には機材と平場もあり、両箇所とも床面コンクリート
- ✓ 特定施設 1か所（移動は不可）
- ✓ 排水が 地下排水管経由で処理施設に流入し、下水道に放流



### □ 事業場の操業

- ✓ 事業場は月曜から土曜まで操業（日曜・祝日は定休日）
- ✓ 建屋内での対策施工は日曜、又は連休を含む1週間程度で行う
- ✓ 建屋外での対策施工は制限なし
- ✓ 操業中は排水が床にこぼれる懸念があり、床面のコア抜き作業は、施工後に排水が流入しない措置が必要

# 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術） / 対象地の土地・廃業ケース①～④

## □ 土地の形状

### ✓ 廃業後の事業場

- ✓ 事業場敷地 250㎡、敷地形状に条件を付さないが、以下のような狭あい地を想定する
- ✓ 周辺は閑静な住宅地または商業施設に囲まれ、前面は幅4mの区道に接する
- ✓ 区道への作業帯設置はできず、周辺に資材置き場等の用地はない
- ✓ 地下水の流向は任意の方向に設定することができる。

※ 一部の条件が異なれば適用できる技術も 応募可能申請書にその旨を記載すること

### 土地形状の想定（①～④）



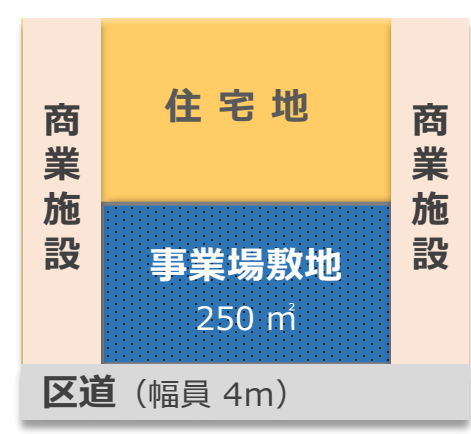
① 周辺が住宅に囲まれ、住宅との間隔は50cm程度（未舗装地）で近接する



② 旗竿地のように間口が狭く、周辺建物が近接する



③ 主に洗濯業のように間口より奥行が広い長方形の狭あい地



④ 周辺が住宅地や商業施設に囲まれ、幅4mの区道に接道している

## 公募対象技術における土地の条件（省コスト型技術）／汚染物質・汚染状況

- ✓ 汚染状態は敷地内において均一とし、各種特定有害物質の第二溶出量基準または第二地下水基準をわずかに超過している程度である。
- ✓ 処理が可能な最大濃度や処理が困難な物質があれば、応募可能申請書にその旨を記載すること

ケース ⑰

深度	VOCs (mg/L)
表層	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-0.5m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-1m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-2m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-3m	溶出量基準超過
GL-4m	基準適合
GL-5m	基準適合
GL-6m	基準適合
GL-7m	基準適合
GL-8m	基準適合
GL-9m	基準適合
GL-10m	ND
地下水	ND

ケース ⑱

深度	VOCs (mg/L)
表層	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-0.5m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-1m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-2m	溶出量基準超過
GL-3m	溶出量基準超過
GL-4m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-5m	<b>第二溶出量基準超過</b>
GL-6m	溶出量基準超過
GL-7m	基準適合
GL-8m	基準適合
GL-9m	基準適合
GL-10m	ND
GL-11m	ND
GL-12m	ND
GL-13m	ND
地下水	ND

## ケース ⑱

深度	VOCsまたは 第二種特定有害物質 (mg/L)
表層	溶出量基準超過
GL-1m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-2m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-3m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-4m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-5m	溶出量基準超過
GL-6m	溶出量基準超過
GL-7m	溶出量基準超過
GL-8m	溶出量基準超過
GL-9m	溶出量基準超過
GL-10m	溶出量基準超過
地下水	<u>第二地下水基準超過</u>

## ケース ⑳

深度	VOCsまたは 第二種特定有害物質 (mg/L)
表層	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-1m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-2m	<u>第二溶出量基準超過</u>
GL-3m	溶出量基準超過
GL-4m	溶出量基準超過
GL-5m	溶出量基準超過
GL-6m	溶出量基準超過
GL-7m	溶出量基準超過
GL-8m	基準適合
GL-9m	溶出量基準超過
GL-10m	溶出量基準超過
GL-11m	基準適合
GL-12m	基準適合
地下水	<u>第二地下水基準超過</u>